

# 平成 25 年度第 1 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 25 年 5 月 22 日（水） 午後 3 時 00 分

2 会議の場所 岡崎市役所西庁舎 7 階 701 会議室

## 3 会議の議題

- (1) 諮問第 1 号 「景観重要建造物の指定について」
  - ①六供配水場配水塔
- (2) 諮問第 2 号 「おかざき景観賞について」
- (3) 諮問第 3 号 「ふるさと景観資産の選定について」
- (4) 報告第 1 号 「ふるさと景観資産の選定の解除について」
  - ① 生平小の大きざんか
  - ② 極楽寺の大きくす

## 4 会議に出席した委員（11 名）

学識経験者	瀬口 哲夫	
学識経験者	小川 英明	
学識経験者	河江 喜久代	
学識経験者	中根 克弘	
学識経験者	長谷川 明子	
NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた	天野 裕	
社団法人愛知建築市会岡崎支部	佐藤 繁子	
愛知県広告美術協同組合	柴田 芳孝	
岡崎商工会議所	林 みずほ	
公募市民	新海 眞二	
公募市民	林 加代子	

## 5 説明者

都市整備部都市計画課	課長	柴田 和幸
都市整備部都市計画課	景観推進班長	天野 昌彦
都市整備部都市計画課	景観推進班主任主査	木下 政樹
都市整備部都市計画課	景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部公園緑地課	課長	足立 邦夫
都市整備部公園緑地課	計画班長	浅井 恒之
都市整備部公園緑地課	計画班主任主査	小林 雄一郎

## 6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（瀬口会長）が開会の宣言をした後、岡崎市景観審議会運営規程第 11 条第 1 項の規定により、柴田委員及び林加代子委員を議事録署名委員に指名した。

## 7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（天野景観推進班長）から、岡崎市景観審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、諮問第1号から第2号、報告第1号の議題については全部公開とし、諮問第3号については「岡崎市景観資産及びふるさと景観資産の登録等に関する要綱」を説明するところまでは公開とし、指定候補を具体的に説明するところからは非公開とすべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

## 8 諮問第1号「景観重要建造物の指定について」（説明）

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（柴田都市計画課長）から説明した。

- (1) 建造物の概要について
- (2) 指定基準等への適合について

## 9 諮問第1号「景観重要建造物の指定について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

景観形成一般地区には、岡崎信用金庫資料館や本田邸などの岡崎を代表する建造物がある。景観形成重点地区・一般地区等の区分にこだわらず、まずこうした建物を指定すべきではないか。

事務局：（木下景観推進班主任主査）

現在市の景観計画では、景観形成重点地区内の物件や、登録有形文化財から積極的に景観重要建造物の指定を検討するよう優先順位が付けられているが、等しく情報をご案内させていただいている。この制度はあくまでも所有者の同意が前提であるので、同意をいただければ積極的に暫時指定をして参りたいと考えている。

柴田委員：

指定後のPR方法を考えているか。指定したことを市民の方々にPRすることで、より大切に思われるのではと考えるので、検討してほしい。

瀬口会長：

前回の岡崎城天守の指定の際には新聞に記事が掲載され、市民の方への周知がなされた。今回もそういう風になるといい。

事務局：（景観推進班主任主査）

翌日から水道週間ということで、通常一般の方が入れない配水塔の中へ入れる。市民の方へは報道で投げ込みをする為、取り上げていただければPRになる。

議長が諮問第1号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第1号について全会一致で同意された。

#### 10 諮問第2号「おかざき景観賞について」(説明)

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(都市計画課長)から説明した。

- (1) 表彰制度の概要について
- (2) おかざき景観賞実施要綱(案)
- (3) 第一回おかざき景観賞について
- (4) 参考資料

#### 11 諮問第2号「おかざき景観賞について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

長谷川委員：

景観賞の修正はまだ可能か。

事務局：(鈴木景観推進班技師)

可能です。

長谷川委員：

創出景観部門の選定視点の中に「生物多様性への寄与」というキーワードが入っていると、多くの方々が生物多様性について知るきっかけになる。また、「チューリップ畑をつくった。綺麗だから景観賞に応募しよう」というような視点から脱却し、一步進んだ観点を市として持って欲しいという思いからも、こうしたキーワードを入れて欲しい。

事務局：(景観推進班技師)

応募対象として建築物・工作物・樹木がある。樹木の部分に今のご意見を取り入れるよう検討していきたい。

河江委員：

応募対象の部分にある、「地域の良好な景観形成に寄与している建築物、工作物又は樹木で5年以内に完成したもの」の「5年以内」とはどういう意味か。若い木、という事では無いと思うが。

瀬口会長：

造園、ランドスケープという意味か。

事務局：(景観推進班技師)

新しく作った樹木ということ。ランドスケープ的なものではない。

瀬口会長：

5年以内に樹木を植え、デザインしたものでも、ランドスケープであれば選定対象にならないという事か。どのような樹木が選定対象外となるのか。

河江委員：

5年以内に木を植えたものは選定対象となるのか。

事務局：(景観推進班技師)

はい。

事務局：(景観推進班技師)

ランドスケープとは、樹木だけでなく、色々なものを含めてのランドスケープということか。

瀬口会長：

樹木だけのものもあるかもしれないが、樹木が無いランドスケープは含めないということで良いか。

事務局：(景観推進班技師)

はい。

瀬口会長：

複雑そうなので検討してほしい。例えば岡崎の美術館の前に、庭園のようなものがあるが、あれはランドスケープである。こうしたものは対象にならないのか

事務局：(景観推進班技師)

対象になると考えている。

事務局：(天野景観推進班長)

その辺に少しははっきりしていない部分があったため、今のご意見を踏まえて対象になるよう考えていきたい。

瀬口会長：

はっきり定義をした方が良いかと思う。

事務局：(都市計画課長)

諮問ということで、検討するとなると終われなくなるため、この場で訂正を入れさせていただきたい。

生物多様性については、ただ「綺麗」だけで済む時代ではないということ、この観点を含めて啓発発信していきたい。

樹木で5年以内、という点については、保全景観部門における樹木と差別化を図りたいということで、こうした表現になっている。昔からずっとそこにある木は、創出された景観ではない。平たく考えれば、新しい木が目立つ、庭を新しく作ったり整理したようなものを対象にする、という点で、創出景観部門と、景観の保全をメインとした保全景観部門との住み分けを図りたいと考えている。こうした切り口に変えた場合のご意見やご質問はあるか。

林加代子委員：

庭を造る場合、10年後・20年後を想像して木を植えると聞いたことがある。5年以内という期限を付けた場合に、素人が見て「20年後にはこんなに素晴らしくなる」、という感覚はあまり無いと思うのだが、どうだろうか。

瀬口会長：

剪定する仕方がある。例えば、パリの中庭に木を一行に植えたものは、これ以上成長せず、木を毎年剪定している。五年後も同じ形であり、景観を形成している。こうしたものをランドスケープという。木は必ずしも成長すると思わなくてもいい。もちろん成長するものが大半だが。

樹木という文言を変えず、解釈で対応してはどうか。生物多様性を入れると、水がある、地衣類など、平面的な内容になりそうだったため、それだけでは無いかな、と思いランドスケープという言い方を用いた。

事務局：(都市計画課長)

事務局のこだわりは、創出された部分と、昔から年を重ねてきた樹木との違いを明確にしたかったという部分にある為、今アドバイス頂いたように、表現的な部分では樹木と入れておくが、選定の際には樹木≒ランドスケープのような創出された空間のイメージで運用させていただけたらと思う。

中根委員：

おかざき景観賞の実施要項について、トップクラスの表彰を受けた物の所有者を表彰から除外しておいて、それより少し低い物を表彰するような制度設計をしたのはなぜか。これはJリーグでいえばJ2のような、下の人を育成するものだから、トップの人を除外したということなのか。

事務局：(景観推進班技師)

重複した表彰を避けようという意図もある。また、景観上の大事なものを表彰しよう、となると、景観重要建造物・樹木が選ばれるべきだろうと思われるが、この賞は良好な景観形成の為に努力や工夫を行っている人や団体を表彰するという趣旨から、すでに何かしらの表彰を受けているものは除外する設計となっている。今回の表彰によって、現在位置付の無い建物に、一定の格付けを与えるという意味からも、先に述べたような設計となっている。

中根委員：

では逆に、人が先におかざき景観賞の指定を受けて、その後に物が景観重要建造物等に指

定されるということは有りうるのか。

瀬口会長：

一般的にはそれはあり得る。広島平和記念資料館のように設計された段階で設計者が表彰されており、建物そのものは、50年以上たってから国の重要文化財に指定されたケースがある。

人間というか、所有者、設計する人を、賞を与えることで啓発したいということ。

新海委員：

新旧制度の比較について、具体的にどこが変わったのか。今まであった制度を止め、新たに名前替えした趣旨を知りたい。

事務局：(景観推進班技師)

岡崎市景観計画ができたことから、景観資産の登録や、景観まちづくり協議会の設立を促進していく点が、変わった点として挙げられる。

新海委員：

景観条例ができたのは最近だが、都市景観環境賞という類似の制度が以前からある。実際には内容がほぼ変わらないかと思うが。

事務局：(景観推進班主任主査)

趣旨的な部分は大きく変わっていない。以前は都市景観環境条例という名前の条例の元、景観環境という枠組みでやっていたが、平成16年に景観法ができ、大きく制度の枠組みが変わったこと、また、新たにということで、おかげで景観賞とした。従来の都市景観環境賞では周囲の景観との調和、まちづくりへの波及等があまりなく、建物単体での視点が強くなっていた。また、行為の制限等もあまりしてなかったため、今回の景観計画では、緑化や自主配慮などの色々な項目を盛り込み、実際に物件を選ぶときには景観計画に配慮されているかという点も一つの選考基準として選んでいきたいと考えている。そのため新たにおかげで景観賞を設けたが、制度としては都市景観環境賞の流れを汲むものである。

瀬口会長：

法律に基づくものと、自主条例に基づくもので、大きい違いがあるということだろうが、この場合名前が一緒というのは行政上あまりなじまないことか。

事務局：(景観推進班主任主査)

景観法ということや、PRの意味合いもかねて、新たな名前でスタートしたいと考えている。

柴田委員：

今までは建物単体を見て、そのデザインがいいかどうかで審査していたのだが、これからは、建物がそのエリアに貢献しているかどうか、そのエリアにある建物として優れているか

で審査する、というように捉えたのだが。

事務局：(景観推進班主任主査)

いまおっしゃられたとおりの考え方で表彰したいと考えている。

瀬口会長：

愛知県の景観賞で部長が「名前は景観だが建築賞」といつていた。名古屋市も当初は「優秀建築美賞」といつていたのを、三回ぐらいつやっ「都市景観賞」に改めた。今は同じ名前で行っているのか。

事務局：(景観推進班主任主査)

今は視点を新たに「まちなみデザインセレクション」といつことで少し手法を違えていつている。

瀬口会長：

行政的には名前を替えたいといいつこと。趣旨的には、景観のことを、カテゴリーをしっかりと分けてやりたいといいつこと。単体の建物といいつよりも活動、啓発に重きを置きたいといいつことで、名称も新たにしたいといいつことである。

林加代子委員：

市民投票の実施とあるが、アナログ投票のみか。インターネット投票はしないのか。

事務局：(景観推進班技師)

例示的な内容となっており、メールでの投票や、インターネットで得点が見られるようにする、等も考えている。

林加代子委員：

では記載をお願いしたい。

事務局：(景観推進班技師)

はい。

小川委員：

「樹木で五年以内に完成したもの」といつ表現は日本語としてあり得ない。もう少し適切な表現は無いのか。

おかげで景観賞は旧制度との比較の中で、建造物単体としての表彰の傾向を改めたいとの事だったが、応募対象そのものを見ると、建築物・工作物・樹木といいつ、やはり単体としての思考が強く見えてしまうものとなっている。文化と街並み、樹木と建築物、等コラボレーションにも少し配慮していくといいつと思う。

景観法は、景観三法というように、緑の問題が非常に強い。一方で、屋外広告物に対して何か素晴らしい取り組みがあったり、都市照明が綺麗であったり、というものも最近かなり入れ始めているのではないかと思う。いくつか携わってきた中で印象深かったのが、20年程前にある市民委員の方がおっしゃったお話で、人々が非日常的なお祭りをしていたり、衣服を普段着から改めてそぞろ歩きをしたり、そういった景観の方が大事だよ、というもの。いずれはこうしたものもおかざき景観賞に取り込んでほしい。

創出と保全という概念について。保全とはこういう意味だ、とどこかに表記していただけるといいかと思う。また、保全についても、ただ保全しているのではなくて、保全の手法や、保全に対する取り組みなどに、表彰対象者となった所有者管理者以上に、なんらかの設計者やデザイナーが関与している場合があるので、そこも柔軟にしていただけたらいいかと思う。

景観まちづくり活動の部分について。ここは都市景観環境賞と同じように、景観まちづくり活動を行う団体という風になっているが、これに個人は含まれないのか。一人がコツコツやっていたことがあり、そのことをみんなで真似していきましょう、という発信ができるため、個人の活動にも配慮してもらえるといい。

選考方法の手順が分かりにくい。要綱の4条4項には、「その他、選考の方法に関する必要な事項は別に定めるものとする。」とあるので、定めておいてほしいのだが、事務局の書類審査においては、法的適合性というものをどの程度の範囲まで見ていくのか。例えば建築基準法には適合しているが、火災報知機を付けていないなど、消防法に適合していない物件があったとして、これは景観的には全く無関係の点なのだが、そうしたものをどこまで見ていくのか。また、旧額田町に古い家があったとして、これは都市計画法の範疇外の為、既存不適格のような形になっており、所有者ご本人にはどうしようもない。こうした物件にどう対応するのか。こうした点が多少気になるので、どういう項目を審査するのか、あらかじめ市民の方々に周知しておかないと、「なぜ私のところは落ちるんですか」というようなことになりかねないと思う。

最終審査は、誰がどういう形で行うのか。おかざき景観賞は珍しく選考委員会を置いている。「市民投票を参考にする」「審議はするけれども、選考はしない」という風に読めるが、最終的に誰がどういう形で最終審査をするのか。

選考対象外のところで、学校教育を除くとなっているのはなぜか。

一番気になるのが、表彰件数なのだが、3件、3件、計6件という件数について、これは最大値で6件なのだろうか。それとも、必ず6件表彰するのだろうか。やり方はかなり多様なものとなるので、分かる表現を入れて欲しい。

表彰をどういう形でするのか。表彰状や銘板といった形をとるのか。

募集要項において、応募対象は自薦・他薦となっているが、他薦の場合被推薦者の同意を

得ることになっている。こうした手法の場合、一般市民はこの建物良いな、と思っても、手間がかかるため応募するのを止めよう、と考えてしまう。勝手に推薦されると所有者が困ることも分かるため、所有者に同意を得る点については市に汗をかいてほしいと思う。

事務局：(都市計画課長)

色々な観点からのご意見ありがとうございます。今回諮問という形でご説明させていただいたが、我々が思っていた以上に色々な部分からのご意見をいただき、もう少し我々の見方も整理をする必要があるかと思っている。今回諮問という形にしていたが、多くの大切なご意見をいただいたということで、もう一度再検討をさせていただき、次回の景観審議会でお諮りさせていただけるよう、再度調整をしていきたいと考えている。

瀬口会長：

今詰められるところがあるなら詰めましょう。例えば、「推薦者の同意を得ること」という点について。これは今までの岡崎市の景観環境賞ではやっていたことか。

事務局：(景観推進班主任主査)

前回の制度の時にはやっていなかった。知らないうちに表彰されており、私の家はどうしたものになって欲しくない、という声があったことから配慮したのだが、今小川委員が言われたように、この部分は選考の中で我々が汗をかこうと思っている。

瀬口会長：

景観審議会で審議をし候補ができた段階で、辞退される場合は候補から除く、という風にすることにより、「推薦者の同意を得ること」という部分は必要なくなるのでは。今決めた方が良いように思う。

事務局：(都市計画課長)

選定件数については、絶対評価をするのか相対評価をするのかで変わってくると考えた。絶対評価基準は一般の方にご理解いただくのが難しいと考え、今回は相対評価のような形を考えている。

瀬口会長：

基本的には相対評価でよいと思う。その際に予算の関係から、数が問題になる。表彰を行う際に、予算取りをしておかなければならないようなものだった場合、数の増減によって、予算が準備できないなどのことになりかねない。こうした意見を加味することで、表彰の中身についてももう少しフレキシブルに考えることができるのではないかと。

また、個人的な意見としては、まちづくりの活動を行う団体に個人を入れてもいいのではないと思う。団体“等”としておけばいいのでは。あるいは制度の概要はこのままにして、実際に制度の説明をする際に、こうした点にも努力をすとか。まずグループからやってほしいという趣旨であるとは思いますが、例外もありうるため、入れて欲しいと思う。

最終審査について。これは最後まで色々議論があるかと思うので、別途決めてもらえば良

いかと思う。

取り組みに対する表彰については、景観まちづくり活動部門がまさにそれに当たる。景観の創出と保全の部分はモノが対象になっており、景観まちづくりの部分で色々な人が努力をしているような、ソフトの部分が対象となっているため、一応全部がカバーされていると見ることできる。

樹木というキーワードについて。ある方が、5年以内で家の壁面緑化をやり、ツタが家中を覆ってしまったとする。これは、樹木ではないが対象になるのか、と来た場合にどうするのか。

事務局：(都市計画課長)

その場合、壁面を有する建築物が対象になるのか、その建築物を覆っているツタが対象になるのか、ということか。

瀬口会長：

その持ち主がやった事であり設計者はいない。持ち主が創出した場合、どうするのかということ。

事務局：(都市計画課長)

やはり応募の仕方の問題となる。

瀬口会長：

そういうものも含めるとすると、樹木“等”とやるか、もう一回諮るか。

事務局：(都市計画課長)

それと、今会長よりご提案いただいた団体“等”という部分については、大元の岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の49条第2項において、「市長は、景観まちづくり協議会その他景観まちづくりに著しく貢献していると認める団体を表彰することができる」と表彰規定に定められており、大元の条例において団体と規定された中で作ってきたルールであるため、個人が抜けた形となっている。

瀬口会長：

では、今回決めてしまうか、次回持ち越しという形にするか。

事務局：(都市計画課長)

もう一度頂いたご意見を含めて検討して参りたいと考えているため、よろしくお願ひしたいと思う。

瀬口会長：

継続ということなので、何か他にご意見があれば今の内に。

小川委員：

先ほど創出と申し上げたのだが、プライベートで半分冗談で、都市美喪失賞というものを作ったことがある。創出とは何か、ということのアンチテーゼとして立てたのだが、そういう事を出した時に市民の委員の中で、一番景観を安上がりにもみんなですまくやる手法は、美しいものを創り出すことではない。醜いものを取り除くことだ、という最終結論が出た。そういう意味では、創出にはそういう概念も入っているということができるかもしれない。

瀬口会長：

ありがとうございます。今のご意見について、たとえば景観まちづくり活動のところで現在民間の団体が、認定されれば違反の屋外広告物を取ることができるようになっている。そういった部分が、醜いものを取ることで、美しいものができるという活動となっており、景観まちづくり活動部門の団体表彰に値するものと思う。この活動には、団体しか認定できないのか。

事務局：(景観推進班主任主査)

今お話にあがったのは、屋外広告物法における違反広告物追放推進団体制度というもの。これは団体に対してのものである。

瀬口会長：

他にご意見は。

林加代子委員：

表彰制度の活用方針にある、「岡崎市景観計画の制度等の推奨」について、景観資産への登録や、景観まちづくり協議会の設立などの制度の活用を推奨するとあるが、これらをどう思うかの方針に定めたのか知りたい。市民の側から見ると、違和感がある。表彰されたらやらねばならないのか、強要されたくない、思ってしまう。

事務局：(景観推進班技師)

必ず登録や設立をしなければならないというわけではない。以前の都市景観環境賞が、個々の建築物に重きを置いた選定を行う傾向にあったため、今回は景観まちづくりのきっかけになるようなものを表彰したいと考えており、景観計画と連動させたいとの思いで上記の表記をしている。

瀬口会長：

多少助成が出たりはするのか。既存の協議会が手を挙げた場合、団体の活動助成が出たりするところもある。そういうところまで考えてあると、認定しやすい。

事務局：(景観推進班技師)

景観まちづくり協議会に認定されれば、助成金が交付される。

瀬口会長：

誰にでも助成をするわけではなく、活動が認められねば助成されない、ということだと思  
う。

林加代子委員：

ではこの時には、景観まちづくり協議会ができていなくてもいいのですね。表彰されたと  
きに、こうした制度があるがやってみるか、と働きかけるものだと思うのだが。

事務局：(景観推進班技師)

仮に表彰されなくても、働きかけはしていく。

林加代子委員：

まちづくり協議会等を作るのは結構大変である。そうした面倒くさいことを、なぜ言われ  
ねばならないのかと思う人もいると思う。お金をもらうのであれば、やらねばならないと思  
うが、ほっといてほしい人もいるであろうし、もう少し活動を継続させていきたいために、  
こうしたものをやった方がいい、といったこともあるかと思う。ただ市が、制度の推奨をし  
ていくのは余計なお世話かと思うのだが。そうではなくて、市としては今後こういう展開を  
期待しているから、こういう制度を所有者さんにお勧めしていきたい、ということを書いて  
いただけると、市民としては気持ちよく頑張ろうという気持ちになる。

小川委員：

言い忘れたことを一つ。表彰の中で、唯一抜け落ちている一番大事な点が、表彰対象者に  
ついての部分。市民の方々に景観に関心を持っていただき、こういう景観がいい景観だとみ  
んなで共有するのがそもそもの目的の構成の一つなのだが、この建物・樹木が良いよという  
推薦をしていただいた市民が、表彰から外れてしまっている。そこをぜひ入れて欲しい。現  
在の表彰制度では自薦ばかりで、営業活動に使うエビデンスづくりみたいになってしまう。  
小学校・中学校・高校などの総合の社会学習で、良いものをみんなで応募しませんか、と訴  
えかけるためにも、なるべく市民の方が自分も参加している、と思えるよう、ぜひ組み込ん  
でいただけたらと思う。

天野委員：

次回審議会の予定が7月下旬だと思うが、景観賞の応募の開始は7月1日からとなっている。  
そうすると、これは後にずらすということか。

事務局：(都市計画課長)

はい。最終的には年度内執行を目指して、三月には表彰をさせていただきたいと考えると、  
現在のスケジュールであればギリギリ可能であると思う。であれば、今タイムアップをした  
中で無理にルールを決めるのではなく、少しお時間を頂戴したい。おそらく今後少しタイト  
なスケジュールとなる中で、委員さん方にも早く決めてという思いが出てくるかと思うが、  
その際にはまたご協力をお願いしたいと思っている。

瀬口会長：

他にご意見はよろしいですか。では、諮問 2 号は次回ということで、次の諮問第 3 号「ふるさと景観資産の選定について」に参ります。

議長が諮問第 2 号に関する質疑の終結を宣言した。

## 12 諮問第 3 号「ふるさと景観資産の選定について」(説明)

【諮問第 3 号については非公開】

## 14 報告第 1 号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(説明)

議長が報告第 1 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(公園緑地課長)から説明した。

- (1) 選定の解除③指定番号 50 番 生平小の大きざんか
- (2) 選定の解除④指定番号 62 番 極楽寺の大きくす

## 15 報告第 1 号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(質疑)

新海委員：

選定の際基準に、隣地と問題を起こさないような樹木である、という点も入れた方がいいのでは。

事務局：(公園緑地課長)

選定を諮問させていただく際に、所有者管理者の同意書をいただくことになっている。その際隣地のことも含め、管理者の思いと責任というようなことの中で同意をしていただく。また、現地調査もさせていただいている。

本件に関しては、平成 3 年の指定の時には、現在更地であるところにお住まいであった方について、何ら反対等のお話は無かった。更地になっているところの方が昨年お亡くなりになり、ご家族がいらっしゃる方であったのでご兄弟が相続をされ、古い家を撤去されたという事情がある。はっきりとは分からないが、相続者の方と極楽寺さんとの間で何らかの話し合いをされたことが、今回の指定の解除に関わってきたのではないかと思う。

新海委員：

市が樹木を指定すると、お墨付きを与えたような形になってしまうため、慎重に指定してほしい。樹木は必ず大きくなるものなので、そういう点も考えて隣家に影響を及ぼす場合は避けた方が良いのではと思う。

事務局：(公園緑地課長)

ご指摘の点については、今後選定の対象木を選んでいく中で配慮させていただきたいと思う。

中根委員：

ふるさと景観資産の選定の解除の場合、まちづくり条例の 43 条 3 項において審議会の意見

を聞くとされている。先に解除をして報告するという方法は、条例との整合性がとれているのか説明をしてほしい。第43条第3項で第39条第2項を解除に準用している。この点が少し理解ができないのだが。

瀬口会長：

「準用する。」となっているので、ここは報告では無くて諮問ではないかということですね。事務局の意見はどうか。

事務局：(浅井計画班長)

第43条の1項において、「市長は、登録基準に該当しなくなったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したときは、遅滞なく、ふるさと景観資産の選定を解除しなければならない。」となっている。今回はこの第1項を準用し、選定の解除の報告をさせていただいた。

中根委員：

第43条の1項の場合は、3項の適用が無いので報告で良いとの事ですね。了解しました。

長谷川委員：

解除について、新海委員と逆の意見を持っており、こうしたものが消えてしまうことは致し方ないと思うのだが、あえてこういうものがあつたことを伝えていくことも大切だと思う。かつてこうした木があつたと写真を置いておいたり、HPで公開したりして、次世代の子供たちに、何らかの手段でこんな大きな木があつたのだという事を伝えていってほしい。ここに昔森があつたとか、生き物がいたという事を意識せずに学んでいる学生たちがとても多い。そこに物が無いから。皆さんに迷惑かな、と指定しないよりは、指定する方向で動きつつ、次世代へ伝えていく術を探し、解除の時一番つらい思いをしているのはここに住んでいる方であるため、そういった思いを汲んで、うまく処理していただけたら良いと思う。

また、4ページ目の写真では、木の足元の表土がカチカチ。名木に指定すれば指導のチャンスがあるかと思うので、やわらかい土をのせるなど、指定によって良くなるような指導をしてほしい。

瀬口会長：

お二人の意見は基本的に一緒。大木を大切にしたいが、切られてしまいつらい思いをするなら、指定を止めた方がいいのではないかというもの。指定をするなら、本当はスペースを広くとって欲しい。長生きするような体制を、指定するときに整えてほしいと思う。

新海委員：

一般の市民がただ大きな木で良いなと思っていても、実際に住んでいる人にとっては迷惑千万ということもある。そういう事も考えて指定をした方が、将来に禍根を残さないのではないかと思う。そうした声は中々出てこないのだ。

事務局：(公園緑地課長)

今後の指定の際には、関係者の全員は難しくとも、ご理解いただけるよう努力していきたいと思う。

また、土が固くなっている点については、一回目の樹木医の診断において対策として、土をほぐして栄養剤を入れ、呼吸ができるようにした。その後のケアが十分だったとは言えないが、挿し木をしてでも残したいという思いがある学校で、緑というものの授業を教育に取り入れてもいたので、甘えといえば甘えだが、ある程度学校も植物・生物の育成にご理解ご協力をいただけるだろうという思いがあったことは事実。今後は折に触れて、植物の生育に寄与するようなことを学校とお話ししていくべきと思う。

## 16 その他

事務局から次回の第2回景観審議会の開催日時について、次の事項を説明した。

- (1) 開催日時 平成25年7月29日(月)午後1時30分
- (2) 開催場所は岡崎市役所西庁舎7階 701会議室

また、終了前に諮問第2号で出た質疑について、今一度確認及び今後の対応へのまとめが行われた。

事務局：(都市計画課長)

頂いたご意見をご確認いただきたい。

「樹木で五年以内のもの」という表現については、分かりにくいため再考させていただく。また、創出部門、創出景観や保全景観の意味するところが分かりにくいというご意見をいただいたため、一般の市民の方に分かりやすいようにもう少し丁寧に、分かりやすい表現を検討させていただきたいと思っている。屋外広告物、都市照明、非日常的な活動というものをどこに入れるかという部分も含めて、こうしたものも対象としてはどうかというご意見をいただいたため、これも継続審議の中で検討させていただきたく思っている。

選定については、生物多様性への寄与という新しい見方の部分も明記をしていきたいと考えている。表彰の対象者についても、従来の設計者・施工者・所有者という形だけではなく、推薦者を表彰したらどうかというご意見をいただいたため、この部分も次回までにもう少し整理してご案内させていただきたい。

それと、第3条の1号、公共施設、公共事業で学校教育を除くという点については、次回にはきちんとご説明をさせていただきたいと考えている。

選考の第4条の第4項にかかる部分の、「その他選考の方法に関する必要な事項は別に定めるもの」という部分のご案内が少しファジーであったので、最終審査は誰がするのか。また、書類審査について、消防法などの諸法令をどこまでチェックするのか、等についても、今回はもう少し丁寧な表現の中でご案内させていただければと思う。第5条の表彰の仕方についても、貴重なご意見をいただいている。

こうした点についてももう少し丁寧にご協議させていただきたいと思っている。

今まとめるところから落ちているところはあるか確認させていただきたい。

瀬口会長：

インターネットの投票が抜けている。

事務局：(都市計画課長)

スケジュールがタイトになるという部分も含めて、電子投票についても検討して報告させていただきたいと思っている。以上次回までにまとめてまいりたいと思う。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第1回景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

景観審議会会長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---